

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	自然保護課	整理番号	1-4
処分の種類	中止命令、原状回復、代償措置命令等			
根拠法令条例等・条項	自然公園法第34条			
処分の概要	知事は当該公園の風景の保護のために必要があると認めるときは、第20条第3項、第21条第3項の規定、第32条の規定により許可に付せられた条件又は第26条第2項の規定による処分に違反した者に対して、行為の中止を命じ、原状回復、又はこれに代わる措置をとるべき旨を命じることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			